

## 参考資料

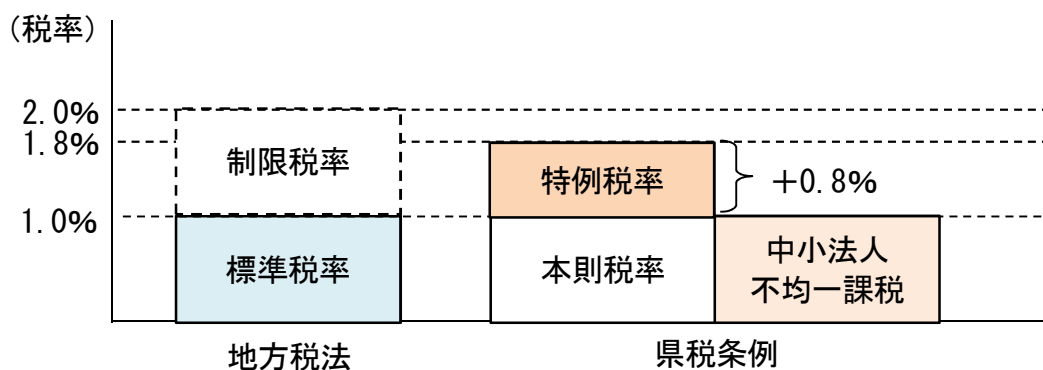
法人県民税の概要	1
特例措置（法人税割超過課税・不均一課税）の概要	2
全国の法人税割超過課税実施状況	3
滋賀県の財政収支見通し（令和元年8月再試算）	4
法人税割超過課税による収入額	5
法人税割超過課税の適用状況	6
不均一課税の要件変更等による超過課税対象法人および税収への影響	6
法人税割超過課税の改正等の経緯	7
参考条文	8
滋賀県税制審議会での審議経過	10

## 法人県民税の概要

項 目	内 容												
課税主体	都道府県												
納税義務者	都道府県に事務所または事業所を有する法人												
課税方式	申告納付												
課税標準 (法人税割)	連結申告法人以外の法人：法人税額 連結申告法人：個別帰属法人税額												
標準税率	<p>(均等割)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超1億円以下</td> <td>5万円</td> </tr> <tr> <td>1億円超10億円以下</td> <td>13万円</td> </tr> <tr> <td>10億円超50億円以下</td> <td>54万円</td> </tr> <tr> <td>50億円超</td> <td>80万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(法人税割) 1.0% (制限税率2.0%)</p>	資本金等の額	税率	1千万円以下	2万円	1千万円超1億円以下	5万円	1億円超10億円以下	13万円	10億円超50億円以下	54万円	50億円超	80万円
資本金等の額	税率												
1千万円以下	2万円												
1千万円超1億円以下	5万円												
1億円超10億円以下	13万円												
10億円超50億円以下	54万円												
50億円超	80万円												
分割基準	2以上の都道府県に事務所または事業所を有する法人は、課税標準に従業者数により分割して各都道府県に納付												
税収	滋賀県の平成30年度決算額 均等割：17億円 法人税割：63億円												

## 特例措置（法人税割超過課税・不均一課税）の概要

- 地方税法上、法人県民税法人税割の税率は、標準税率が 1.0%、制限税率が 2.0%（令和元年 9 月 30 日までに開始する事業年度については、標準税率 3.2%、制限税率 4.2%）となっている。
- 本県では、滋賀県税条例の本則において、法人県民税法人税割の税率を標準税率と同じ 1.0%と定めている。
- しかし、厳しい財政状況の中、主要な施策を推進するために必要な自主財源を確保する観点から、滋賀県税条例の付則において、令和 3 年 1 月 31 日までに終了する事業年度について、法人県民税法人税割の税率を 1.8%（本則税率+0.8%）とする特例措置を設けている。
- 併せて、中小法人の保護・育成等の観点から、資本金 1 億円以下かつ法人税額 5,000 万円以下の法人については、本則税率相当まで税負担を軽減する不均一課税を実施している。



## 全国の法人税割超過課税実施状況

### ① 法人県民税法人税割の超過課税実施団体

46団体（静岡県以外）

### ② 超過税率（標準税率との差）

+0.8%： 44団体（滋賀県を含む）

+1.0%： 2団体（東京都、大阪府）

### ③ 不均一課税の要件（軽減税率の適用要件）

#### （1） 資本の要件

##### [資本金]

3億円以下： 1団体（京都府）

2億円以下： 1団体（神奈川県）

1億円以下： 41団体（滋賀県を含む）

2,000万円以下： 1団体（広島県）

##### [資本金等の額]

1億円以下： 2団体（山形県、茨城県）

#### （2） その他の要件

##### [法人税額]

5,000万円以下： 1団体（滋賀県）

4,000万円以下： 1団体（神奈川県）

2,000万円以下： 2団体（大阪府、兵庫県）

1,600万円以下： 1団体（京都府）

1,500万円以下： 2団体（愛知県、岡山県）

1,000万円以下： 38団体

##### [従業者数]

300人以下： 1団体（山梨県）

## 滋賀県の財政収支見通し（令和元年8月再試算）

(1) 収支見通しの状況

(億円)

ベースラインケース		R元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
歳入	県税	1,705	1,771	1,802	1,824	1,850	1,871	1,894	1,917
	地方交付税	1,130	1,109	1,062	1,032	1,008	991	971	961
	県債(通常分)	671	756	689	721	640	630	653	625
	臨財債	251	256	267	273	271	259	255	260
	その他	1,829	1,986	1,948	1,927	1,933	1,976	1,974	1,966
	計 A	5,335	5,622	5,501	5,504	5,431	5,468	5,492	5,469
歳出	義務的経費	3,039	3,072	3,124	3,128	3,140	3,115	3,081	3,072
	人件費	1,673	1,683	1,691	1,677	1,665	1,657	1,628	1,622
	扶助費	593	622	639	656	674	693	713	734
	公債費	773	767	794	795	801	765	740	716
	投資的経費	805	947	785	806	726	721	741	703
	その他	1,581	1,699	1,767	1,772	1,775	1,823	1,804	1,806
計 B	5,425	5,718	5,676	5,706	5,641	5,659	5,626	5,581	
財源不足額 A-B C		▲ 90	▲ 96	▲ 175	▲ 202	▲ 210	▲ 191	▲ 134	▲ 112
(参考) 一般財源総額 ※		3,369	3,422	3,383	3,383	3,387	3,382	3,384	3,406

成長実現ケース		R元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
歳入	県税	1,705	1,771	1,817	1,860	1,920	1,981	2,046	2,114
	地方交付税	1,130	1,099	1,052	1,012	968	931	881	841
	県債(通常分)	671	757	690	722	643	633	657	630
	臨財債	251	257	268	274	274	262	259	265
	その他	1,829	1,986	1,955	1,946	1,968	2,030	2,051	2,064
	計 A	5,335	5,613	5,514	5,540	5,499	5,575	5,635	5,649
歳出	義務的経費	3,039	3,072	3,124	3,128	3,142	3,120	3,090	3,087
	人件費	1,673	1,683	1,691	1,677	1,665	1,657	1,628	1,622
	扶助費	593	622	639	656	674	693	713	734
	公債費	773	767	794	795	803	770	749	731
	投資的経費	805	947	785	806	726	721	741	703
	その他	1,581	1,699	1,773	1,785	1,800	1,863	1,860	1,878
計 B	5,425	5,718	5,682	5,719	5,668	5,704	5,691	5,668	
財源不足額 A-B C		▲ 90	▲ 105	▲ 168	▲ 179	▲ 169	▲ 129	▲ 56	▲ 19
(参考) 一般財源総額 ※		3,369	3,413	3,391	3,405	3,429	3,449	3,471	3,514

※ 県税、交付税、譲与税、特例交付金、臨財債、地方消費税清算金の歳入合計から歳出の地方消費税清算金、税交付金を控除した額

(2) 財源不足の状況

(億円)

ベースラインケース(再掲)	財源不足額	▲ 90	▲ 96	▲ 175	▲ 202	▲ 210	▲ 191	▲ 134	▲ 112
	成長実現ケース(再掲)	▲ 90	▲ 105	▲ 168	▲ 179	▲ 169	▲ 129	▲ 56	▲ 19
	中間値 ①	▲ 90	▲ 101	▲ 172	▲ 191	▲ 190	▲ 160	▲ 95	▲ 66
累計	▲ 90	▲ 191	▲ 363	▲ 554	▲ 744	▲ 904	▲ 999	▲ 1,065	
前回再試算 (H31.3) 中間値 ②	財源不足額	▲ 90	▲ 94	▲ 140	▲ 152	▲ 151	▲ 124	▲ 67	▲ 32
	累計	▲ 90	▲ 184	▲ 324	▲ 476	▲ 627	▲ 751	▲ 818	▲ 850
比較 ②-①	差額	0	7	32	39	39	36	28	34
	累計	0	7	39	78	117	153	181	215

## 法人税割超過課税による収入額

年度	法人県民税額 ① (百万円)	法人税割額 ② (百万円)	②の対 前年比 (%)	超過課税額 ③ (百万円)	③/② (%)	③/① (%)	超過課税額計 [5年毎] (百万円)
S51	2,609	2,593		391	15.1	15.0	2,475
S52	2,912	2,877	110.9	393	13.7	13.5	
S53	3,207	3,140	109.1	453	14.4	14.1	
S54	4,246	4,157	132.4	623	15.0	14.7	
S55	5,026	4,935	118.7	615	12.5	12.2	
S56	5,500	5,401	109.4	830	15.4	15.1	5,116
S57	5,382	5,274	97.7	828	15.7	15.4	
S58	5,896	5,719	108.4	903	15.8	15.3	
S59	8,022	7,596	132.8	1,212	15.9	15.1	
S60	8,944	8,408	110.7	1,343	16.0	15.0	
S61	7,619	7,070	84.1	1,118	15.8	14.7	7,494
S62	8,246	7,677	108.6	1,214	15.8	14.7	
S63	10,852	10,244	133.4	1,633	15.9	15.0	
H元	11,609	10,971	107.1	1,758	16.0	15.1	
H2	11,734	11,028	100.5	1,771	16.1	15.1	
H3	10,439	9,686	87.8	1,220	12.6	11.7	5,119
H4	8,966	8,179	84.4	1,073	13.1	12.0	
H5	8,231	7,425	90.8	970	13.1	11.8	
H6	8,106	7,078	95.3	926	13.1	11.4	
H7	9,210	7,087	100.1	930	13.1	10.1	
H8	11,070	8,865	125.1	1,079	12.2	9.7	4,792
H9	10,755	8,831	99.6	1,063	12.0	9.9	
H10	8,726	7,460	84.5	885	11.9	10.1	
H11	8,093	6,800	91.1	808	11.9	10.0	
H12	9,166	7,848	115.4	956	12.2	10.4	
H13	9,551	8,178	104.2	1,003	12.3	10.5	4,076
H14	6,621	5,290	64.7	605	11.4	9.1	
H15	7,760	6,401	121.0	757	11.8	9.8	
H16	8,223	6,856	107.1	810	11.8	9.9	
H17	8,935	7,546	110.1	901	11.9	10.1	
H18	11,068	9,631	127.6	1,186	12.3	10.7	5,225
H19	12,631	11,058	114.8	1,364	12.3	10.8	
H20	11,256	9,699	87.7	1,199	12.4	10.7	
H21	5,694	4,162	42.9	598	14.4	10.5	
H22	8,710	7,117	171.0	877	12.3	10.1	
H23	9,128	7,516	105.6	915	12.2	10.0	3,944
H24	7,612	6,006	79.9	710	11.8	9.3	
H25	7,687	6,070	101.1	725	11.9	9.4	
H26	8,889	7,258	119.6	880	12.1	9.9	
H27	7,460	5,831	80.3	714	12.2	9.6	
H28	6,457	4,781	82.0	686	14.3	10.6	2,951
H29	7,224	5,547	116.0	1,148	20.7	15.9	
H30	8,002	6,303	113.6	1,117	17.7	14.0	
合計	347,473	301,600		41,192	13.7	11.9	41,192

## 法人税割超過課税の適用状況

	法人数		
	県内本店	県外本店	計
県民税を申告した法人 ①	21,865 法人	4,901 法人	26,766 法人
法人税割の対象となる法人 ②	8,120 法人	3,586 法人	11,706 法人
超過課税の対象となる法人 ③	249 法人	1,855 法人	2,104 法人
③/①	1.1%	37.8%	7.9%
③/②	3.1%	51.7%	18.0%

※ 平成 30 年度申告実績

## 不均一課税の要件変更等による超過課税対象法人および税収への影響

### 法人税額要件の変更による影響

法人税額要件	影響法人数 (法人)	税収への影響額 (百万円)	1 法人当たり影響額 (万円)
4,000 万円以下	112 ( 37)	+15 ( +11)	+14 ( +30)
3,000 万円以下	289 ( 89)	+33 ( +24)	+11 ( +26)
2,000 万円以下	607 ( 209)	+59 ( +45)	+10 ( +21)
1,000 万円以下	1,138 ( 473)	+92 ( +72)	+8 ( +15)

### 資本金要件の変更による影響

資本金要件	影響法人数 (法人)	税収への影響額 (百万円)	1 法人当たり影響額 (万円)
2 億円以下	29 ( 19)	△2 ( △2)	△6 ( △8)
3 億円以下	58 ( 31)	△4 ( △3)	△6 ( △10)

### 税率の変更等による影響

内容	影響法人数 (法人)	税収への影響額 (百万円)	1 法人当たり影響額 (万円)
税率+0.1%	2,104 ( 249)	+136 ( +30)	+6 ( +12)
全て超過課税 (不均一課税廃止)	9,334 (7,845)	+166 ( +140)	+2 ( +2)
全て標準税率 (超過課税廃止)	2,104 ( 249)	△1,085 ( △239)	△52 ( △96)

注 1 平成 30 年度の申告状況を基に試算

注 2 括弧書きは県内本店法人分

## 法人税割超過課税の改正等の経緯

議会上程時期	改正等の概要	経緯・理由等
昭和50年12月	<b>新設</b> 適用期間：昭和51年2月1日～昭和56年1月31日 税率：100分の6.2 [制限税率] 資本金：1億円超 法人税額：1,000万円超	不況により財政危機が深刻化する中、自主財源の充実強化を図りつつ、本県経済の発展を期す等の目的で導入
昭和55年9月	適用期間を5年延長（～昭和61年1月31日）	県財政が引き続き厳しい状況にある中、自主財源の確保を図るとともに、中小企業の振興や消費者保護等の施策の早急な実施のため延長
昭和56年6月	税率の引下げ（100分の6.2 → 100分の6.0）	（税制改正により、制限税率が引き下げられたため税率を改正）
昭和60年9月	適用期間を5年延長（～平成3年1月31日）	主要施策を推進するために必要な自主財源を確保する観点から延長
平成2年9月	適用期間を5年延長（～平成8年1月31日） <b>税率の引下げ（100分の6 → 100分の5.8）</b>	国において法人実効税率引下げの議論が行われる中、国の税制との整合性や他府県の動向等を勘案して税率を引下げ
平成7年9月	適用期間を5年延長（～平成13年1月31日） <b>法人税額要件を改正</b> （年1,000万円超 → 年5,000万円超）	景気回復が遅れる中、中小法人の税負担の一層の軽減の観点から、超過課税対象となる法人税額要件を緩和
平成12年9月	適用期間を5年延長（～平成18年1月31日）	主要な施策を推進するために必要な自主財源を確保する観点から延長
平成17年6月	適用期間を5年延長（～平成23年1月31日）	主要な施策を推進するために必要な自主財源を確保する観点から延長
平成22年9月	適用期間を5年延長（～平成28年1月31日）	主要な施策を推進するために必要な自主財源を確保する観点から延長
平成26年6月	税率の引下げ（100分の5.8 → 100分の4.0）	（地方法人税の創設に伴い標準税率および制限税率が引き下げられたため）
平成27年6月	適用期間を5年延長（～令和3年1月31日）	主要な施策を推進するために必要な自主財源を確保する観点から延長



## 参考条文

### ○地方税法(昭和25年法律第226号)(抄)

(用語)

第一条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一から四まで 省略

五 標準税率 地方団体が課税する場合に通常よるべき税率でその財政上その他の必要があると認める場合においては、これによることを要しない税率をいい、総務大臣が地方交付税の額を定める際に基準財政収入額の算定の基礎として用いる税率とする。

六から十四まで 省略

2 および 3 省略

(公益等に因る課税免除及び不均一課税)

第六条 省略

2 地方団体は、公益上その他の事由に因り必要がある場合においては、不均一の課税をすることができる。

(法人税割の税率)

第五十一条 法人税割の標準税率は、百分の一とする。ただし、標準税率を超える税率で課する場合においても、百分の二を超えることができない。

2 省略

○滋賀県税条例（昭和25年滋賀県税条例第55号）（抄）

（法人税割の税率）

第28条 法人税割の税率は、100分の1とする。

付 則

（法人税割の税率の特例）

第15条 平成13年2月1日から令和3年1月31日までの間に終了する各事業年度分または各連結事業年度分の法人税割の税率は、第28条の規定にかかわらず、100分の1.8とする。

（中小法人等に対する不均一課税）

第16条 県内に事務所または事業所を有する法人のうち、資本金の額もしくは出資金の額が1億円以下のものもしくは資本もしくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社を除く。）または第17条第4項において法人とみなされるものであつて、かつ、各事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額または各連結事業年度分の法人税割の課税標準となる個別帰属法人税額が年5,000万円以下のものに対する各事業年度分または各連結事業年度分の法人税割額は、前条の規定を適用して計算した当該事業年度分または当該連結事業年度分の法人税割額から当該法人税割額に18分の8を乗じて計算した額を控除した金額とする。

2から7まで 省略

## 滋賀県税制審議会での審議経過

### 第1回 令和元年7月1日

#### (1) 滋賀県の財政状況について

#### (2) 審議事項について

##### 【委員からの主な意見】

- ・ 地方税は極めて高度成長型となっており、基本的に法人二税など法人課税に大きく依存している。持続性という観点から、これでいいのかが問われている。
- ・ 県の将来ビジョンと税の構造が整合的な形で描かれるような、税制の転換がこれから求められていく。
- ・ 滋賀県は製造業が強みであるが、今後デジタル化が進み、第三次産業の重要性が増してくると、逆に弱点に転化する恐れがある。滋賀県の産業の将来像というものを考えて、現状の税制でいいのかということを考えなくてはならない。
- ・ 受益と負担の議論は非常に難しい問題となるが、どういうものを受益と見て、誰がどうやって負担するのが公平かという議論をする過程が大事。
- ・ 県外から人が来てインフラを使うからその分を負担してもらおうという考え方もある。

### 第2回 令和元年10月17日

#### (1) 第1回審議会での意見について

#### (2) 法人県民税法人税割超過課税・中小法人不均一課税の概要

#### (3) 滋賀県の商工政策等の概要

#### (4) 関係団体ヒアリング（滋賀県中小企業団体中央会、滋賀経済同友会）

#### (5) 法人県民税法人税割超過課税・中小法人不均一課税の方向性

##### 【経済団体からの主な意見】

- ・ 人手不足の慢性化、人件費の高騰などにより、中小企業の先行きは不透明であることから、現行の不均一課税を継続することが望ましい。
- ・ 超過課税については、単に県の財政が不足するからということではなく、超過課税の意義や効果について、丁寧に説明してほしい。
- ・ 消費税増税や米中経済戦争によって中小企業は大きな打撃を受けているところであり、税制を変えるには時期が悪い。
- ・ 滋賀県は不均一課税の対象範囲が全国でトップであるということ売りやすさ。
- ・ 税制のみならず、県内企業が滋賀らしい新価値を創造可能なプラットフォームづくりのための予算措置を頑張ってもらいたい。

**【委員からの主な意見】**

- ・ 自治体が再分配を引き取りすぎることには反対なので、可能な限り薄く広く負担をしていく方向が望ましい。
- ・ 法人税割は不安定なので、本来であれば安定財源として他の税目に財源を求めた方がいいが、法人税割だけで考えるのであれば、中小企業にターゲットを広げることが望ましい。
- ・ 経済動向がどうかという問題もあるが、地域を支える財源をどこから調達するのかというのが全体的な論点。もう少し広く薄くという考え方が超過課税にあってもいいのではないか。
- ・ 企業にとって結果的に税負担の増になったとしても、その財源が滋賀県をより魅力的にするのであれば、中小企業が抱える課題の解決につながるのではないか。
- ・ 超過課税の対象となる法人は10%に満たない。非常に負担が偏っていて、それならもう少し広く負担してもいいのではないか。

**第3回 令和元年11月15日**

**法人県民税法人税割超過課税および中小法人等に対する不均一課税に係る答申案について**

**【委員からの主な意見】**

- ・ 超過課税の継続、適用範囲の拡大に当たっては、県内企業はもちろん県外企業の理解も十分に得ることが必要。
- ・ 不均一課税については原理原則論に立ち返り、公益上の必要性が認められるかどうかという点を検証する必要がある。
- ・ 特例ありきの認識になっているので、答申の背景資料として制度の本来の趣旨やこれまでの経緯をつけるといいのではないか。